

×(B)粗マージン構成比率＝部門投入額で、6110卸売、6120小売の部門別に算出した。

(A)の商業部門生産額は、前項の生産額の推計で記したとおりであるが、(B)の粗マージン構成比率の算出には基礎資料として、「昭和48年商業実態基本調査」及び「法人企業間接費調査」を使用している。

(2) 「昭和48年商業実態基本調査報告書」のうち、卸売業編、小売業編に収録されている業種別の粗利益額から商業以外の収入額を除き、販売額を分母として粗利益率を算出した。(ただし、「商業統計調査」の業種分類と商業実態基本調査に用いられた分類とは若干異なるので、「商業統計調査」の分類に合わせて算出し直した。)

### 5. 産出額推計

(1) 商業の産出額すなわち各列部門の商業投入額は、コスト商業分(後述)を除けば、各列部門が投入した各財貨の購入額うちの商業マージン分(卸、小売)を積み上げた額である。したがって、商業部門の側からは第1段階では推計せず、各列部門側の商業投入推計額を暫定的に採用した。その後これを、貨物運賃・商業マージン表の作成過程で推計された各部門のマージン額の積上げ額と置き換えた。

(2) 商業マージン表の作成は次のようにした。

① まず商業(卸売、小売別)の総生産額を行部門ごとに分割、すなわちある品目が全産業に産出される際に付加された商業マージン合計を各行部門ごとに設定し

た。このために用いた資料は、「商業統計表」の業種別品目別販売額及び「商業マージン調査結果」である。

② 次に上記の行部門別商業マージン計を各部門に取引額に応じて配分した。この際別途推計した「マージン非対象率表」を用いて、部門ごとのマージン率の差が考慮されるようにした。

(3) 上記のような原材料購入に伴う商業マージンのほか、直接のコストとして計上されるマージン(中古品取引に伴うマージンなど)があり、これをコスト商業といっている。これは次のように推計し、関係列部門に産出した。

#### ① 代理店手数料

国際収支統計月報の「貿易外及び移転収支表」より貿易外の受取のうち代理店手数料を商業の輸出とし、同支払の同項目を輸入とした。

#### ② 中古品取引マージン

(i) 中古工作機械……業界ヒアリングにより推計し、国内総固定資本形成(民間)部門に産出した。

(ii) 中古車……業界調べの中古車販売台数に平均マージン額を乗じて推計した。産出先は個人向と産業向の比率により分割し、家計消費支出と国内総固定資本形成(民間)とした。

(iii) その他の中古品……骨とう品等上記以外の中古品は「商業統計調査」の「中古品小売業」の範囲に限って推計し、家計消費支出に計上した。

## 第3節 大蔵省担当部門

### 煙草(2200-00)

#### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。したがって、専売公社のたばこ製造部門の生産活動をすべて含んでいる。すなわち、葉たばこの収納業務から葉たばこの二次乾燥、葉たばこや製造たばこの輸入業務、葉たばこや製造たばこの保管、輸送並びに小売店への配送業務、更に専売公社工場で使用する機械の製造組立の一部まで含んでいる。

#### 2. 推計方法

(1) 生産額：日本専売公社へ依頼して得た特別調査結果によった。

(2) 投入額：日本専売公社へ依頼して得た特別調査結果によった。

(3) 産出額：日本専売公社へ依頼して得た特別調査結果によった。

### 食用塩(2091-60)

#### 1. 概念・定義及び範囲

食用塩部門の範囲を国内塩(食塩、並塩)、食卓塩、精製塩、漬物塩、特級精製塩、粉碎塩とする。

#### 2. 推計方法

(1) 生産額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。

(2) 投入額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。

(3) 産出額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。

### ビール(2110-30)

1. 概念・定義及び範囲

ビール部門はビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母並びに生酵母である。

2. 推計方法

- (1) 生産額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (4) 注意点：輸入麦芽はビール部門に分類した。したがって、ビールがビール（輸入麦芽）を投入する自部門投入とした。

添加用アルコール（2110-50）

1. 概念・定義及び範囲

添加用アルコール部門にはエチルアルコールを含まず、原料用アルコールは含む。

2. 推計方法

- (1) 生産額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

清酒（2110-10）

1. 概念・定義及び範囲

清酒部門は清酒、みりん、清酒かす、みりんかすである。

2. 推計方法

- (1) 生産額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

ウイスキー類（2110-60）

1. 概念・定義及び範囲

ウイスキー類部門は、ウイスキー及びブランデーである。

2. 推計方法

- (1) 生産額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

金融（6200-00）

1. 概念・定義及び範囲

金融市場において、金融資産及び負債の取引を行う活動であり、具体的には①預貯金の管理、貸付、融資業務、②各種証券（銀行券を含む）の発行引受業務、③為替、証券、商品取引業務、信託業務、投資業務、④信用保証業務など、その他金融の補助的、付带的業務を行う活動である。

本部門の範囲には、銀行、政府金融機関を始め、いっさいの金融仲介を業とする機関と、証券業及び証券取引に関連する機関並びに金融の補助的、付带的業務を行うすべての機関が含まれ、原則として日本標準産業分類中分類

「50銀行、信託業」「51農林水産金融業」「52中小企業、庶民、住宅等特定目的金融業」「53補助的金融業、金融付帯業」「54投資業」「55証券業、商品取引業」に該当する。

昭和50年産業連関表では、金融の行部門を公的と民間に分割したのは、SNAの所得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させると共に、産出構造の差異を明瞭にするためである。公的金融機関とは中央銀行たる日本銀行、郵便貯金、資金運用部、産業投資、都市開発資金金融通の4特別会計と日本開発銀行及び日本輸出入銀行の2銀行、国民金融公庫を始めとする10公庫、そして海外経済協力基金である。これ以外の金融機関はすべて民間金融機関に格付けされる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	銀行局金融報年		大蔵省	生産額
2	郵政統計年報		郵政省	"
3	大蔵省証券局年報		大蔵省	"
4	特別会計歳入歳出決定計算書		"	"
5	全国銀行財務諸表分析		全国銀行協会連合会	生産額、投入額
6	全国相互銀行財務諸表分析		全国相互銀行協会	"
7	全国信用金庫決算処理状況		全国信用金庫協会	"
8	全国労働金庫経営分析表		全国労働金庫協会	"
9	有価証券報告書		大蔵省	投入額
10	国民所得統計年報		経済企画庁	生産額、投入額
11	法人企業統計年報		大蔵省	投入額
12	農家経済調査		農林省	"
13	経済統計月報		日本銀行	生産額、投入額

3. 推計方法

- (1) 生産額：金融機関ごとに損益計算書により、手数料収入と帰属サービス（＝帰属利子＝受取利子－支払利子）を求めた。なお求めた計数はいずれも昭和50年度のものであるため、50暦年への転換は $(49年度 \times \frac{1}{4}) + (50年度 \times \frac{3}{4})$ で行った。その結果、金融部門の生産額は、

帰属利子が6,673,631百万円, 手数料収入が1,190,561百万円, 合計額が7,864,192百万円となった。

(2) 投入額: 投入内訳は金融機関の損益計算書から, まず, 雇用者所得, 資本減耗引当, 間接税, 物件費その他の費用の各投入部門への分割は, 全国銀行財務諸表分析, 有価証券報告書及び大蔵省銀行局業務資料を利用して算出し, 細分割は他部門との調整を通じて得られた情報等に基づいて行った。

(参考)

(単位 百万円)

	生産額		経費
帰属利子	6,673,631	物件費	1,337,682
手数料	1,190,561	人件費	2,792,179
		間接税	268,554
		補助金	(△) 83,331
		減価償却	281,984
		営業余剰	3,267,124
合計	7,864,192	合計	7,864,192

(3) 産出額: 帰属利子の産出配分の取扱いについて, ①民間金融は全銀ベースの貸出残高(日銀による産業別貸出残高)の比率で分割し, 更に細い産業分類は生産額の比率で分割した。②公的金融は, 農林系金融機関を農林部門へ配分し, 残りは日本開発銀行の産業別貸出残高で分割した。ただし, 家計部門への産出はSNAの解釈上行わないことにした。また, 手数料の産出額は適当な配分方法がないので, 帰属利子の配分比率に応じて配分した。ただし, 家計への産出は従来どおりとした。

## 生命保険 (6300-10)

### 1. 概念・定義及び範囲

生命保険, 年金保険など特定の被保険者を前提とし, 被保険者の生死によって生ずる経済生活の不安定を除去する保険のサービス及びその補助的, 付帯的サービスを行う活動とし, 原則として日本標準産業分類の小分類「561生命保険業」及び生命保険のための「571保険媒介代理業」「572保険サービス業」の範囲とする。

ただし, 基本要綱では帰属利子の行を設けていたが, 実際はSNA解釈上設けないこととした。

## 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	保険年鑑	50年	生命保険協会 日本損害保険協会	
2	銀行局金融報 年報	51年	大蔵省	
3	特別会計書 決算	"	"	
4	大蔵省業務料 資	"	"	
5	郵政省業務料 資	"	郵政省	
6	有価証券報告書	"	大蔵省	
7	国民所得統計	"	経済企画庁	

## 3. 推計方法

### (1) 生産額:

$$\begin{aligned} \text{生産額} = & \{ (\text{保険料受取}) + (\text{資産運用収益}) \\ & - \{ (\text{保険金支払}) + (\text{解約返戻金}) + (\text{社員} \\ & \text{配当負及び準備金純増}) + (\text{支払・責任準備金} \\ & \text{純増}) \} = \text{事業費} + \text{内部留保} (\text{死差益, 費差益,} \\ & \text{解約差益及び利差益からの留保分}) \end{aligned}$$

\* 社員配当金及び準備金純増 = 死差益, 費差益, 解約差益及び利差益に基づく配当

また, 簡易保険年金は, 次式によった。

$$\begin{aligned} \text{保険勘定の生産額} = & (\text{保険料収入} + \text{運用収入} + \text{雑収入}) \\ & - \{ (\text{保険金} + \text{還付金} + \text{諸払戻及び補填金}) + \\ & (\text{責任準備金純増額}) + (\text{分配金} + \text{分配準備金} \\ & \text{純増額}) \} = (\text{郵政事業特別会計へ繰入}) + ( \\ & (\text{簡易保険年金福祉事業団交付金}) + (\text{本年度} \\ & \text{剰余金}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{年金勘定の生産額} = & (\text{郵便事業特別会計へ繰入}) + (\text{簡} \\ & \text{易保険郵便年金福祉事業団交付金}) + (\text{本年度} \\ & \text{剰余金}) \end{aligned}$$

なお, 求める計数は, いずれも昭和50年度のものであるため, 50暦年への転換は,  $(49年度 \frac{1}{4}) + (50年度 \times \frac{3}{4})$  で行った。

(2) 投入額: 本部門についても, 金融部門同様, 特別調査を行わなかったため, 資料は大蔵省及び郵政省の業務資料に全面的に依存した。

(3) 産出額: 全額を家計消費に産出した。

## 損害保険 (6300-20)

### 1. 概念・定義及び範囲

火災、海上、自動車等の事故その他に起因する保険サービス及びその補助・付帯的サービスを指し、原則として、日本標準産業分類の小分類「562 損害保険業」及び損害保険のための「571 保険媒介・代理業」、「572 保険サービス業」を範囲とする。なお本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、中小企業信用保険公庫が含まれるほか、在日外国損害保険会社を含む。

なお基本要綱では帰属利子の行を設けていたが、SNA解釈上、設けないこととした。

### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	保 險 年 鑑	50年	生命保険協会 日本損害保険協会	
2	銀行局金融 年 報	"	大 蔵 省	
3	特別会計および 政府関係機関 決 算 書	"	"	
4	大 蔵 省 業 務 料 資	"	"	
5	農 林 省 業 務 料 資	"	"	
6	有 価 証 券 報 告 書	"	"	

### 3. 推計方法

(1) 生産額：昭和50年産業連関表の生産額の推計は、次式による。

#### ①民間損保の場合

$$\begin{aligned} \text{生産額} = & \{ (\text{正味保険料収入}) + (\text{資産運用収益}) \} \\ & - \{ (\text{正味支払保険金}) + (\text{解約・満期返戻金等}) + (\text{社員配当金及び準備金純増額 (費差益, 解約差益及び利差益からの留保分)}) \\ & + (\text{支払準備金純増}) + (\text{責任準備金純増}) \} \end{aligned}$$

#### ②公的損保の場合

$$\text{生産額} = \text{保険料受取} - \text{保険金支払} - \text{支払準備金純増}$$

(2) 投入額：生産額の推計と同じ資料をもとにまず、雇用者所得、物件費、資本減耗引当、間接税、営業余剰に分割した。次いで、大蔵省業務資料、農林省業務資料及び各機関の業務資料を参考に投入内訳を細分したのは金融生保部門の場合と全く同一である。

(3) 産出額：国営の保険について、対応関係が明らかなものは、その部門に配分し、民営分は、まず家計に対する帰属サービス（国民所得統計基礎資料により推計）を控除し、また、対応関係が明確なものはその部門に配分した。両者の残余は、法人企業間接費調査を利用して配分し、細分割に生産額の比率を利用した。

## 第4節 厚生省担当部門

### 衛生材料 (2390-60)

#### 1. 概念・定義及び範囲

繊維製衛生材料を生産する活動とし、日本標準産業分類2098「繊維製衛生材料製造業」の範囲とする。

なお、紙製衛生材料は2720-30「紙製品」に含める。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	工業統計表	50年	通商産業省	生産額
2	中小企業 の 原 価 指 標	50年度	中小企業庁	投入額
3	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額, 産出額

#### 3. 推計方法

##### (1) 生産額

資料1より製品の生産額及び半製品・仕掛品の在庫増減額を求めて生産額とした。

##### (2) 投入額

資料2における原価費目構成を資料3を参考に各部門に分割した。

##### (3) 産出額

資料3を参考に、投入側の需要により産出した。

### 医薬品 (3191-00)

#### 1. 概念・定義及び範囲

医薬品及び公衆衛生用薬品の生産活動とし、日本標準産業分類266「医薬品製造業」の範囲とする。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	薬事工業生産動態調査年報	50年	厚生省	生産額, 産出額
2	動物用医薬品・医薬部外品生産(輸入)販売高年報	"	農林水産省	生産額
3	工業統計表	"	通商産業省	"
4	医薬品製造業投入実態調査	"	厚生省	投入額
5	中小企業の原価指標	50年度	中小企業庁	投入額
6	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額, 産出額

### 3. 推計方法

#### (1) 生産額

資料1, 2より, 製品の生産額を求め, これに資料3より求めた半製品・仕掛品の在庫増減額を加えた。

#### (2) 投入額

資料4, 5, 6により推計した。

#### (3) 産出額

資料1より, 医療用医薬品とその他の医薬品(一般用医薬品, 配置用家庭薬)に分割し, 医療用医薬品を医療関係部門に計上, その他の医薬品及び医薬部外品を主として家計に計上した。また, 動物用医薬品・医薬部外品は畜産関係部門に計上した。

### 上水道・簡易水道 (5200-11)

#### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類721「上水道業」のうち, 地方公共団体が, 使用目的の如何を問わず飲用に適する水の供給を行う上水道事業及び簡易水道事業の範囲とする。

なお, 修理費収入は生産額に含めず, 4003-00「建設補修」に分類する。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	地方公営企業鑑	50年度	自治省	生産額, 投入額
2	地方財政統計年報	49年度	"	"
3	地方公共団体財政支出内容調査	50年度	経済企画庁	投入額
4	水道統計	49年度	水道協会	産出額
5	法人企業間接費調査	50年度	経済企画庁	"
6	地方公共団体業務資料	"	"	"
7	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額, 産出額

### 3. 推計方法

#### (1) 生産額

資料1, 2より, 営業収入総額(ただし, 受託工事収入を除く)を求め, これより受水費を控除したものとした。

暦年変換は  $\frac{(49年度) \times 1 + (50年度) \times 3}{4}$  によつた。

#### (2) 投入額

資料1, 3, 7により推計した。

#### (3) 産出額

資料4, 5, 6, 7により推計した。

### 廃棄物処理 (公営5300-10, 産業5300-20)

#### 1. 概念・定義及び範囲

##### [公営]

日本標準産業分類894「清掃業」, 8993「へい獣取扱業」, 8999「他に分類されない保健及び清掃業」のうち, 地方公共団体による活動の範囲とする。

##### [産業]

日本標準産業分類894「清掃業」, 8993「へい獣取扱業」, 8999「他に分類されない保健及び清掃業」のうち, 民営事業所による活動の範囲とする(地方公共団体の委託事業を含む)。ただし自家処理分を除く。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	地方財政統計年報	49年度	自治省	生産額
2	地方財政の状況	50年度	"	"
3	清掃事業投入実態調査	50年	厚生省	生産額, 投入額
4	事業所統計調査(全国編)	"	総理府統計局	生産額
5	地方公共団体財政支出内容調査	50年度	経済企画庁	投入額
6	地方公共団体業務資料	"	"	産出額
7	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額, 産出額

### 3. 推計方法

#### (1) 生産額

##### [公営]

資料1, 2より清掃費の消費的支出を求め, 資料3より推計した民営への委託経費を控除したものとした。

暦年変換は  $\frac{(49年度) \times 1 + (50年度) \times 3}{4}$  によつ

た。

〔産業〕

資料4により民営分の事業所数を求め、これに資料3より求めた1事業所当たりの事業収入額を乗じた。

(2) 投入額

〔公営〕

資料5, 7により推計した。

〔産業〕

資料3, 5, 7により推計した。

(3) 産出額

〔公営〕

資料6より、手数料収入を推計し、同資料及び資料7を参考に各部門に配分し、他は地方政府消費支出とした。

〔産業〕

資料6及び7の産出パターンを参考に各部門に配分した。

医療 (国公立8220-01, 非営利8220-02, 産業8220-03)

1. 概念・定義及び範囲

〔国公立〕

日本標準産業分類の88「医療業」のうち、国・地方公共団体、社会保険団体、労働福祉事業団による活動の範囲とする。

〔非営利〕

日本標準産業分類の88「医療業」のうち、日本赤十字社、社会福祉法人等、民間非営利団体による活動の範囲とする。

〔産業〕

日本標準産業分類の88「医療業」のうち、政府現業部門の従業者のための医療機関、公社、医療法人、会社、個人による活動の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	一般会計・特別会計決算書	50年度	大 蔵 省	生産額, 産出額
2	地方公営企業年鑑(病院)	"	自 治 省	生産額, 投入額, 産出額
3	地方財政の状況	"	"	生産額, 産出額
4	公的医療機関収支状況調(業務資料)	"	厚 生 省	生産額, 投入額, 産出額

番号	資料名	年次	出 所	備 考
5	私立学校の財務状況に関する調査報告書	46~49年度	文 部 省	生産額, 産出額
6	医療施設調査	50年	厚 生 省	生産額
7	国民医療費	50年度	"	"
8	衛生行政業務報告	49, 50年	"	"
9	家計調査年報	50年	総理府統計局	"
10	人口動態調査年報	"	厚 生 省	"
11	患者調査	"	"	"
12	基金年報	49, 50年度	社会保険診療報酬支払基金	"
13	社会医療調査報告	50年度	厚 生 省	"
14	国立病院年報	"	"	投入額
15	国立療養所年報	49年度	"	"
16	病院経営収支調査年報	50年度	"	"
17	地方公共団体財政支出内容調査(病院事業)	"	経済企画庁	"
18	医療経済実態調査報告	42年	中 医 協	"
19	産業連関表	45年	行政管理局	"

3. 推計方法

(1) 生産額

〔国公立〕

資料1~4より、経常経費を推計し、これに減価償却費(帰属計算分)を加えたものとした。

暦年変換は、診療報酬支払基金における被用者保険、諸法の合計金額の暦年/年度の比率により変換した。

〔非営利〕

資料4~6より、経常経費を推計し、生産額とした。暦年変換は国公立の場合と同じである。

〔産業〕

次式により求めた。

生産額 = 国民医療費 + その他の医療費(正常分娩費等) + 公社等及び会社立の病院の自己補填分 - 国公立及び非営利の医業収入

暦年変換は国公立の場合と同じである。

(2) 投入額

〔国公立〕

資料2, 4, 14, 15における費用構成をもとに分割し、

細分は資料16, 17, 19を参考に推計した。

〔非営利〕

資料4における費用構成をもとに分割し、細分は資料16, 17, 19を参考に推計した。

〔産業〕

資料18における費用構成をもとに分割し、細分は資料16, 17, 19を参考に推計した。

(3) 産出額

〔国公立〕

医業収入を家計消費支出に、他は一般政府消費支出に計上した。

〔非営利〕

医業収入を家計消費支出に、他は対家計民間非営利団体消費支出に計上した。

〔産業〕

公社等及び会社社の自己補填分を家計外消費支出に、他は家計消費支出に計上した。

保健衛生（国公立8220-04, 非営利8220-05, 産業8220-06）

1. 概念・定義及び範囲

〔国公立〕

日本標準産業分類の891「保健所」、892「健康相談施設」、893「検疫所」、8991「検査業」及び8992「消毒業」のうち、国及び地方公共団体による活動の範囲とする。

〔非営利〕

日本標準産業分類の892「健康相談施設」、8991「検査業」及び8992「消毒業」のうち対家計民間非営利団体による活動の範囲とする。

〔産業〕

日本標準産業分類の892「健康相談施設」、8991「検査業」及び8992「消毒業」のうち、非営利団体でない民営事業所による活動の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	一般会計決算書	49, 50年度	大蔵省	生産額, 投入額, 産出額
2	地方財政統計年報	49年度	自治省	生産額, 産出額
3	地方財政の状況	50年度	"	"
4	事業所統計調査	50年	総理府統計局	生産額

番号	資料名	年次	出所	備考
5	保健衛生事業投入実態調査	50年	厚生省	生産額, 投入額
6	地方公共団体財政支出内容調査	50年	経済企画庁	投入額
7	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

〔国公立〕

資料1により検疫所の消費支出を求め、これに資料2, 3より求めた保健所の消費支出と1~4より推計した健康相談施設（国公立）の消費的支出を加えたものとした。

〔非営利〕

資料4により非営利事業所数を求め、これに資料5より求めた非営利団体1事業所当たりの運営経費を乗じた。

〔産業〕

資料1により産業分の事業所数を求め、これに資料5より求めた民営1事業所当たりの料金収入を乗じた。

(2) 投入額

〔国公立〕

資料1, 6, 7により推計した。

〔非営利〕

資料5, 7により推計した。

〔産業〕

資料5及び国公立、非営利の投入内訳を参考に推計した。

(3) 産出額

〔国公立〕

資料1, 2, 3, 7より中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上した。

〔非営利〕

施設等利用者の料金収入は投入側のデータにより推計し、他は家計外消費支出に計上した。

〔産業〕

投入側のデータにより推計した。

社会保険事業（8250-10）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の921「社会保険事業団体」の行う社会保険事業、並びに社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設等の福利事業活動の範囲とす

る。ただし医療事業は除く。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	特別会計 決算書	50年度	大 蔵 省	生産額, 投入 額, 産出額
2	国家公務員 共済組合事業 年 報	"	"	"
3	専売共済組合 決算報告書	"	専 売 公 社	"
4	国鉄共済組合 決算報告書	"	日本国有鉄道	"
5	電々共済組合 決算報告書	"	日本電信電話 公 社	"
6	農林漁業団体 職員共済組合 事業年報	"	農林漁業団体 職員共済組合	"
7	私立学校共済 組合決算報 告 書	"	私立学校共済 組 合	"
8	農業者年金基 金決算報告書	"	農 業 者 年 金 基 金	生産額, 投入 額
9	石炭年金基金 決算報告書	"	厚 生 省	"
10	地方公務員 共済組合等 事業年報	"	自 治 省	生産額, 投入 額, 産出額
11	国民健康保険 中央会決算 報 告 書	"	国民健康保険 中 央 会	"
12	地方公務員災 害補償基金決 算報告書	"	地方公務員災 害補償基金	生産額, 投入 額
13	消防団員等公 務災害補償基 金決算報告書	"	消防団員等 公 務 災 害 補 償 基 金	"
14	基金年報	"	社会保険診療 報酬支払基金	"
15	厚生年金保険 等事業年報	"	社会保険庁	生産額
16	国民健康保険 事業年報	"	厚 生 省	生産額
17	組合管掌健康 保険事業年報	"	"	"
18	社会保障統計 年 報	51年	総 理 府	"
19	社会保険事業 投入実態調査	50年	厚 生 省	投入額
20	飲食店旅館業 投入実態調査	"	"	"
21	産業連関表	45年	行政管理局	投入額, 産出 額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1~18により, 社会保険事業の消費的支出を求め, その総計とした。

(2) 投入額

資料1~19, 21により推計した。

ただし, 宿泊施設は資料20も使用した。

(3) 産出額

施設収入を家計消費支出に, 他は保険者に応じて中央政府消費支出又は地方政府消費支出に産出した。

社会福祉施設 (国公立8250-21, 非営利8250-22)

1. 概念・定義及び範囲

[国公立]

日本標準産業分類の923「児童福祉事業」, 924「老人福祉事業」, 925「精神薄弱, 身体障害者福祉事業」, 929「その他の社会保険, 社会福祉」のうち, 国公立施設による施設サービス活動の範囲とする。

[非営利]

日本標準産業分類の923「児童福祉事業」, 924「老人福祉事業」, 925「精神薄弱, 身体障害者福祉事業」, 929「その他の社会保険, 社会福祉」のうち, 民営施設による施設サービス活動の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	措置費制度論	50年	厚 生 省	生産額
2	社会保障 の 手 引	"	"	"
3	児童保護措置 費 手 帳	"	"	"
4	歳出予算要求 額 明 細 書	50年度	厚 生 省	生産額
5	一般会計 決 算 書	"	大 蔵 省	"
6	社会福祉 施 設 調 査	50年	厚 生 省	"
7	社会福祉 行政業務報告	50年度	"	"
8	地方公共団体 財政支出内容 調 査	"	経 済 企 画 庁	投入額



3. 推計方法

(1) 生産額

〔国公立〕

資料4における措置費国庫負担額より、公営施設への措置費入所者に対する措置費を推計し、これに資料2, 3, 7より推計した費用徴収額、資料5より求めた国立更生援護機関の運営費、及び建物帰属賃貸料を加えた。

〔非営利〕

資料4における措置費国庫負担額より、民営施設への措置費入所者に対する措置費を推計し、これに資料2, 3, 7より推計した費用徴収額及び寄付金、減価償却額を加えた。

(2) 投入額

〔国公立〕

資料8により推計した。

〔非営利〕

国公立に準じて推計した。

(3) 産出額

〔国公立〕

建物帰属賃貸料相当分は中央政府及び地方政府消費支出、他は家計消費支出とした。

〔非営利〕

減価償却額相当分を対家計民間非営利団体消費支出、他は家計消費支出とした。

映画館（8400-22）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の792「映画館」の活動の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	全国映画概況	50年	映画製作者連	生産額
2	国税庁統計年報	49, 50年度	国 税 庁	生産額, 投入額
3	特定サービス業実態調査報告書	50年	通商産業省	投入額
4	映画館・興行場投入実態調査	"	厚生省	"
5	中小企業の原価指標	50年度	中小企業庁	"
6	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1により興行収入を求め、これに資料2より求めた入場税を加えた。

(2) 投入額

資料3, 4, 5, 6により推計した。

(3) 産出額

資料6により推計した。

劇場・興行場（8400-91）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の801「劇場・興行場（映画館を除く）」の活動の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国税庁統計年報	49, 50年度	国 税 庁	生産額
2	中小企業の原価指標	50年度	中小企業庁	投入額
3	映画館・興行場投入実態調査	50年	厚生省	"
4	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より劇場・興行場の収入を推計し、それに同資料による入場税を加えた。

(2) 投入額

資料2, 3, 4により推計した。

(3) 産出額

資料4により推計した。

飲食店（遊興飲食店8501-01, その他の飲食店8501-09）

1. 概念・定義及び範囲

〔遊興飲食店〕

日本標準産業分類の464「料亭」、465「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の活動の範囲とする。

〔その他の飲食店〕

日本標準産業分類の46「飲食店」のうち、464「料亭」、465「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除く活動の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	事業所統計調査	50年	総理府統計局	生産額
2	飲食店・旅館業投入実態調査	"	厚生省	生産額, 投入額
3	環境衛生関係営業実態調査(飲食店, 喫茶店)	42年	"	生産額
4	道府県税の課税状況等に関する調査	49, 50年度	自治省	"
5	中小企業の原価指標	50年度	中小企業庁	投入額
6	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

[遊興飲食店]

資料1より求めた従業者数に、資料2における従業者1人当たりの売上高を乗じる。なお売上高には販売用商品(みやげ物等)分が含まれているので、これを資料2より求めて控除し、資料4の料理飲食等消費税を加えた。

[その他の飲食店]

資料1より求めた従業者数に、資料2, 3より求めた従業者1人当たり売上高を乗じる。売上高には販売用商品(みやげ物等)分が含まれているので、これを資料2より求めて控除し、資料4の料理飲食等消費税を加えた。

(2) 投入額

資料2, 5, 6により推計した。

(3) 産出額

資料6を参考に家計消費支出と家計外消費支出に計上した。

旅館, その他の宿泊所 (8509-10)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の75「旅館・その他の宿泊所」のうち、759「その他の宿泊所」を除いた活動の範囲とする。759「その他の宿泊所」とは特定の対象者のみに宿泊又は宿泊と食事を提供する活動をいう。

例: 共済組合の宿泊所, 会社の宿泊所

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	事業所統計調査(全国編)	50年	総理府統計局	生産額
2	"(サービス業編)	"	"	"
3	道府県税の課税状況等に関する調査	49, 50年度	自治省	"
4	市町村決算の状況	"	"	"
5	飲食店・旅館業投入実態調査	50年	厚生省	生産額, 投入額
6	中小企業の原価指標	50年度	中小企業庁	投入額
7	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料2の売上高階級中位数(10億円以上は15億円とする)に事業所数を乗じて売上高を求め、これを資料1の事業所数で補正する。更に、資料5より推計した販売用商品(みやげ物等)の売上高を控除し、資料3, 4より求めた料理飲食等消費税, 入湯税を加えた。

(2) 投入額

資料5, 6, 7により推計した。

(3) 産出額

資料7を参考に、家計消費支出と家計外消費支出に計上した。

洗たく, 洗張, 染物業 (8509-20)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の771「洗たく業」, 772「洗張染物業」の活動の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	事業所統計調査(全国編)	50年	総理府統計局	生産額
2	"(サービス業編)	"	"	"
3	クリーニング業投入実態調査	"	厚生省	生産額, 投入額
4	中小企業の原価指標	50年度	中小企業庁	投入額
5	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料2の売上高階級中位数(10億円以上は15億円とする)に事業数を乗じて売上高を求め、これを資料1の事業所数で補正する。更に、資料3より推計した販売用商品(洗剤等)の売上高を控除した。

(2) 投入額

資料3, 4, 5により推計した。

(3) 産出額

投入側のデータに基づいて推計した。

理容・美容業 (理容8509-30, 美容8509-40)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類773「理容業」, 774「美容業」の活動の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	事業所統計調査(全国編)	50年	総理府統計局	生産額
2	“(サービス業編)”	”	”	”
3	理容・美容業投入実態調査	”	厚生省	生産額, 投入額
4	産業連関表	45年	行政管理庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料2の売上高階級中位数(10億円以上は15億円とする)に事業所数を乗じて売上高を求め、これを資料1の事業所数で補正する。更に、資料3より推計した販売用商品(化粧品等)の売上高を控除した。

(2) 投入額

資料3, 4により推計した。

(3) 産出額

全額を家計消費支出に計上した。

浴場業 (8509-50)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の775「公衆浴場業」, 776「特殊浴場業」の活動の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	事業所統計調査(全国編)	50年	総理府統計局	生産額
2	“(サービス業編)”	”	”	”
3	浴場業投入実態調査	”	厚生省	生産額, 投入額
4	中小企業の原価指標	50年度	中小企業庁	投入額
5	産業連関表	45年	行政管理庁	”

3. 推計方法

(1) 生産額

資料2の売上高階級中位数(10億円以上は15億円とする)に事業所数を乗じて売上高を求め、これを資料1の事業所数で補正する。更に、資料3より推計した販売用商品(清涼飲料等)の売上高を控除した。

(2) 投入額

資料3, 4, 5により推計した。

(3) 産出額

全額を家計消費支出に計上した。

## 第 5 節 運輸省担当部門

### I 輸送機械部門

### II 輸送及び倉庫部門

#### I. 輸送機械部門

##### 鋼 船 (3810-10)

###### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の3641「鋼船製造, 修理業」のうち鋼船製造にかかわる活動及び「3642 船体ブロック製造業」の活動である。ただし, 船体ブロック製造業は全額自部門取引となるので生産額には計上しない。

###### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	造船造機統計月報	50.12	運 輸 省	
2	工業統計表	50.	通商産業省	
3	新造船船価内訳表	-	運 輸 省	
4	日本貿易月表	50.12	日本関税協会	

###### 3. 推計方法

###### (1) 生産額

資料1によるしゅん工船船価に資料2による在庫純増額を加えた。

###### (2) 投入額

資料3により生産額を分割した。

###### (3) 産出額

生産額推計における在庫純増分を半製品・仕掛品在庫純増とした。

中間需要への産出は, 経済企画庁の投入を使い, 輸出入は資料4により, 残りは固定資本形成とした。

##### その他の船舶 (3810-20)

###### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の3643「木船製造, 修理業」及び3644「舟艇製造, 修理業」のうち, 製造にかかる部門である。強化プラスチック, アルミ等を主材料とした船舶は本部門に含める。本部門は昭和45年産業連関表までの「木船」を名称変更したものである。

###### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1.	工業統計表	50.	通商産業省	
2	昭和50年産業連関表特別調査集計結果	52.2	運 輸 省	
3	日本貿易月表	50.12	日本関税協会	

###### 3. 推計方法

###### (1) 生産額

資料1による新造船船, 舟艇の生産額及び在庫純増額とした。

###### (2) 投入額

資料2及び船舶局資料により推計した。

###### (3) 産出額

「鋼船」の投入推計で得た救命ボートの投入額を産出とするほか, 鋼船と同じ方法によった。

##### 船舶修理 (3810-90)

###### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の3641「鋼船製造, 修理業」3643「木船製造, 修理業」及び3644「舟艇製造, 修理業」のうち, 修理にかかわる部門及び船舶所有者の行う自家修理である。

###### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	造船造機統計月報	50.12	運 輸 省	
2	外航海運会社経営分析	51.3	"	
3	船舶関連工業製品統計月報	50.12	"	
4	昭50年船用機械の輸出入状況	51.8	"	

### 3. 推計方法

#### (1) 生産額

資料1による修繕高を営業修理の生産額とした。自家修理は資料2から推計した。

#### (2) 投入額

資料3, 4により生産額を分割した。

#### (3) 産出額

資料1より外国船修繕高を輸出とし、他の船種により分割した。

生産額推計から得た自家修理は「外洋輸送」及び「沿海・内水面輸送」に計上した。

### 鉄道車両 (3820-10)

#### 1. 概念・定義及び範囲

(1) 日本標準産業分類の362「鉄道車両・同部分品製造業」のうち、製造に係わる部分である。(鉄道車両部品とはブレーキ装置、ジャンパ連結器、戸締装置等をいう。)更に、鉄道業(国鉄及び私鉄)の車両工場で行われる大改造を含むが、産業用鉄道車両の製造を除く。

なお、「信号保安装置」の製造は「電気通信機及び関連機器」に含める。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄道車両等生産動態統計月報	50.	運輸省	
2	鉄道車両工業特別調査	50.	"	
3	鉄道統計年報	50年度	日本国有鉄道	
4	日本貿易月表	50.	日本関税協会	

### 3. 推計方法

#### (1) 生産額

鉄道車両新造、改造は「鉄道車両等生産動態統計」の1月～12月分の生産額を積上げた。国鉄車両の改造分は「鉄道統計年報」の車両財産額うちの増加改造工事額とした。

部分品は新造分と同じである。

交付原材料について、国鉄は「鉄道統計年報」の貯蔵品需給実績から、民鉄は国鉄を参考に推計した。

#### (2) 投入額

「鉄道車両工業特別調査」の結果を用いて推計した。

#### (3) 産出額

輸出入は「昭和50年産業連関表、輸出・輸入・関税金額表」より求め、在庫は「鉄道車両生産動態統計」か

ら、資本形成は、政府固定資本形成と民間固定資本形成に分割した。

### 鉄道車両修理 (3820-90)

#### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の3621「鉄道車両製造業」及び昭和50年産業連関表用分類「産業用鉄道車両」のうち修理に係わる部門である。なお鉄道業の行う自家修理も含める。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄道車両等生産動態統計月報	50年	運輸省	
2	国鉄経費明細書	50年度	日本国有鉄道	
3	50年度車両検査及び補修費実績表	"	運輸省	

### 3. 推計方法

#### (1) 生産額

鉄道車両業の行う修理・国有鉄道の自家修理及び地方鉄道・軌道業の自家修理について推計した。鉄道車両業の行う修理は「鉄道車両等生産動態統計月報」の修理生産額、国鉄自家修理は「国鉄経費明細書」の鉄道経費のうち車両修理費、地方鉄道・軌道の自家修理は「50年度車両検査及び補修費実績表」の補修費とした。

#### (2) 投入額

国鉄の車両工場経費の項目別投入比率を用いて推計したが、一部は、鉄道車両の投入比率及び昭和45年産業連関表の投入比率を用いて推計した。

#### (3) 産出額

鉄道車両メーカーの修理分について、地方鉄道分は「民鉄統計年報」の車両保有数を、各産業部門は昭和45年の車両保有数を用いて比率により配分した。

国鉄自家修理は、国鉄(旅客、貨物)国電別に産出した。地方鉄道・軌道の自家修理分は全額地方鉄道・軌道業に産出した。

### 自動車修理 (3840-00)

#### 1. 概念・定義及び範囲

「自動車」「三輪車」「自動二輪車」に対する修理を含める。ただし、ガソリンスタンドで行う軽微な修理、オーナードライバーが部品を購入して行う軽微な修理は実体の把握困難のため含めない。

修理部門の迂回は船舶修理と同様とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	自動車分解整備業実態調査報告書	51.	運輸省	
2	自家用自動車の点検整備実施状況等の実態調査結果	51.	"	
3	ダンプカー等大型貨物自動車の点検整備実施状況等の実態調査結果	51.	"	

フアーするものとする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国鉄統計年報	50年度	日本国有鉄道	
2	国鉄経費明細書	50年度	"	
3	旅客営業成績年報	49年度 50年度	"	
4	国鉄統計報告書	49年度 50年度	国税庁	
5	鉄道貨物輸送概況	50年度	日本国有鉄道	

3. 推計方法

(1) 生産額

専業工場 } 従業員1人当たり整備売上高に従業員総数を乗じた。  
 ディーラー工場 }  
 自家工場ディーラー工場の従業員1人当たり整備売上高に自家工場の従業員総数を乗じた。

(2) 投入額

自動車分解整備業実態調査から大枠を採り、特別調査集計結果により推計した。

(3) 産出額

生産額を換算車両数により「バス」「ハイヤータクシー」「道路貨物」「通運」「自家用旅客」「自家用貨物」及び「その他」に分割した。

更に、特殊車両分は、形状別自動車車両数により「その他」のうちから別途配分した。

II. 輸送及び倉庫部門

国有鉄道（除国電旅客）（7110-00）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類601「国有鉄道業」から鉄道連絡船及び国電区間の旅客を除いたものとする。国鉄が行っている業務のうち、日本標準産業分類で除かれているものは原則として除く。その主なものを列挙すれば、鉄道病院は「医療（産業）」に、印刷場は「印刷業」に、工事局等は「鉄道・軌道建設」に、発・給電所は「自家発電」に、自動車輸送部門は「道路旅客輸送」又は「道路貨物輸送」にそれぞれ分類される。

詳細は、日本標準産業分類を参照されたい。

国鉄、地方鉄道・軌道及び道路旅客輸送等における車内及び駅構内等広告は、「広告」を通じて各部門にトランス

3. 推計方法

(1) 生産額

旅客運賃は、「国鉄統計年報」からそれぞれの運賃収入額を得、それを別途国鉄システム情報部の資料により暦年値に修正した。通行税は国税庁「国鉄統計報告書」によった。

貨物運賃は、「国鉄貨物輸送概況」、「旅客営業成績年報」からの運賃収入額を旅客運賃と同様の方法で暦年に修正した。

(2) 投入額

昭和50年度「国鉄統計年報（上編）」比較損益計算書により大枠を得、経費の細目は、50年度「国鉄経費明細書」により配分した。なお、自動車経費を除き、国電区間の投入分を差引いた。

(3) 産出額

国鉄昭和50年「旅客質的調査」の旅行目的別内訳（定期外）により推計した。貨物は品目別輸送量により投入側から推計した。

国有鉄道（国電旅客）（7120-00）

1. 概念・定義及び範囲

(1) 国鉄の千葉、東京南、東京西、東京北、大阪及び天王寺鉄道管理局内の大都市近郊電車区間の旅客輸送を内容とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄道統計月報	50年	日本国有鉄道	
2	旅客営業成績年報	50年度	"	

### 3. 推計方法

#### (1) 生産額

国鉄「鉄道統計月報」の電車特定区間電車成績（国電特定区間相互発着）の輸送人キロを定期・定期外別に1月～12月分を積上げ、それに各1人キロ当たりの賃率を乗じた。

#### (2) 投入額

国電区間の輸送は、都市内輸送であるため、国鉄の投入パターンを使わず、地方鉄道・軌道の投入パターンを用いて推計した。

#### (3) 産出額

国鉄昭和50年「旅客質的調査」の結果を利用した。

### 地方鉄道・軌道（7121-02）

#### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類602「地方鉄道業（国有鉄道業を除く）」に属する民・公営の地方鉄道・軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道及び索道による輸送とする。

鉄道業の経営する修理工場等の兼業部門は国有鉄道と同様、そのアクティビティに従って各部門に含める。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	民鉄統計年報	50年度	運輸省	
2	地方鉄道・軌道統計月報	50年度	"	

### 3. 推計方法

#### (1) 生産額

「民鉄統計年報」をもとに推計した。

#### (2) 投入額

「民鉄統計年報」の営業成績表で大枠を把握し、これを私鉄大手3社の営業経費内訳の比率を用いて分割推計した。

#### (3) 産出額

国鉄「旅客質的調査」を利用して推計した。貨物は品目別輸送量により投入側から推計した。

### バス（7122-11）

#### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類61「道路旅客運送業」のうち、細分類6112「一般乗用旅客自動車運送業」及び小分類614「旅客軽車両運送業」を除いた活動を範囲とする。

具体的には、乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業、無償旅客自動車運送業である。なお国鉄、地方公共団体等が行うバス輸送も含まれる。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	旅客自動車輸送指標	50	運輸省	
2	陸運統計要覧	51	"	
3	特別調査集計結果	52	"	

### 3. 推計方法

#### (1) 生産額

旅客自動車輸送指標から得られる昭和50年度の業種別運賃収入を、輸送人・キロで暦年修正した。

#### (2) 投入額

特別調査集計結果により推計した。

ただし、軽油等は別途燃料消費量に単価を乗じた。

#### (3) 産出額

昭和45年産業連関表の比率に若干の補正を加えた。

### ハイヤー・タクシー（7122-12）

#### 1. 概念・定義及び範囲

(1) 日本標準産業分類の細分類6112「一般乗用旅客運送業」及び小分類614「旅客軽車両運送業」の範囲とする。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	旅客自動車輸送指標	50	運輸省	
2	陸運統計要覧	51	"	
3	特別調査集計結果	52	"	

### 3. 推計方法

#### (1) 生産額

旅客自動車輸送指標から得られる昭和50年度の運賃収入を、事業者数比率により修正した後、輸送人・キロで暦年修正した。

#### (2) 投入額

特別調査集計結果により推計した。

ただし、液化石油ガス等は別途燃料消費量に単価を乗じた。

(3) 産出額

昭和45年比率に若干の補正を加えて推計した。

自家用旅客自動車輸送(7123-00P)

1. 概念・定義及び範囲

自己の需要に応じ、自家用自動車を使用して人の輸送を行う活動とする。貨物自動車を使用した旅客輸送も含める。本部門は昭和45年産業連関表の付帯表(62統合部門表)として公表したものであり、基本表では50年表に初めて公表するものである。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	自動車保有車両数	50.6	運輸省	
2	陸運統計年報	50	"	
3	昭和50年産業連関表特別調査集計結果	50.2	"	
4	工業統計表	50	通商産業省	
5	運賃・商業マージン率表	52.3	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

① 直接経費

自動車輸送部門によりほぼ全額投入される部門として、石油製品、自動車修理、道路輸送施設提供、貸自動車等、部門について資料1~4により推計した。

② 間接的経費

営業用自動車(バス及びハイヤー・タクシー)の走行距離当たり経費に比例するものとして、自家用自動車の走行距離から推計した。

③ 貨物運賃及び商業マージン

①直接経費及び②間接的経費の各項目について資料5より推計した。

以上を合計して生産額としたが、産出を考慮し、すべての項目について車種別に分割推計した。

(2) 投入額

(1)の生産額推計における項目別生産額を投入額とした。

(3) 産出額

資料1の産業別車種別保有台数及び資料3の軽自動車産業別貨客別保有台数により推計し、各省と調整したりえ、生産額比例により細分した。

道路貨物輸送(7131-10)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類62「道路貨物運送業」から小分類625「通運業」を除いた活動及び小分類662

「貨物運送取扱業」のうち自動車運送取扱業とする。具体的には、一般路線貨物自動車運送業、一般区域貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、無償貨物自動車運送業、貨物軽車両等運送業及び自動車運送取扱業である。

通運業が行う鉄道貨物の集配は、7131-20「通運」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	自動車輸送指	50	運輸省	
2	陸運統計要覧	51	"	
3	特別調査集計結果	52	"	

3. 推計方法

(1) 生産額

自動車輸送指標の実働1日1車当たり運送収入の算出をもとに推計した。ただし、路線は同資料からそのまま営業収入をとり、暦年修正した。

(2) 投入額

特別調査集計結果により推計した。ただし、軽油等は、別途燃料消費量に単価を乗じた。

(3) 産出額

霊柩を除いて、自動車輸送統計と陸運統計要覧の品目別輸送量から推計した。

通 運(7131-20)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類625「通運業」の範囲とする。具体的には、鉄道貨物の集配、積卸及び取次である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	陸運統計要覧	51	運輸省	
2	通運事業経営指	50	"	
3	全国幹線貨物純流動調査報告書	52	"	



### 3. 推計方法

#### (1) 生産額

陸運統計要覧より、通運事業収入をとり、国鉄貨物輸送トン数で暦年修正した。

#### (2) 投入額

通運事業経営指標の経常費用明細書を参考に投入比率を決定し、生産額を分割した。

#### (3) 産出額

全国幹線貨物純流動調査報告書のうち、通運相当部分の純流動量から推計した。

### 自家用貨物自動車輸送 (7132-00P)

#### 1. 概念・定義及び範囲

自己の需要に応じ、自家用自動車を使用して貨物の輸送を行う活動とする。

#### 2. 推計資料

「自家用旅客自動車輸送 (7123-00P)」と同じである。

#### 3. 推計方法

##### (1) 生産額

「自家用旅客自動車輸送」と同じである。ただし、間接的経費は「道路貨物輸送」を基準とし、更に一部項目は走行キロの代わりにトンキロを用いて推計した。

##### (2) 投入額

「自家用旅客自動車輸送」と同じである。

##### (3) 産出額

「自家用旅客自動車輸送」と同じである。

### 道路輸送施設提供 (7142-00)

#### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類667「運輸施設提供業」のうち、道路輸送に係わる部門及び小分類822「駐車場業」とする。具体的には、自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、貨物荷扱固定施設業のうち、道路輸送に係わるもの及び有料駐車場である。なお、日本道路公団が行うフェリーボートは、7160-10「沿海、内水面輸送」にレンタカー及びリースカーは8302-30「貸自動車業」に含まれる。

### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	日本道路公団業務収入調書	50	日本道路公団	
2	首都高速道路公団年報	50	首都高速道路公団	
3	阪神高速道路公団年報	50	阪神高速道路公団	
4	自動車道課便覧	52	運輸省	
5	駐車場に関する調査結果	51	建設省	

### 3. 推計方法

#### (1) 生産額

高速自動車国道 } 日本道路公団業務収入調書の料金収入とした。  
一般有料道路 }

都市内有料道路：首都高速道路公団と阪神高速道路公団の各年報の料金収入をそれぞれの生産額とした。

地方公共団体有料道路：地方公共団体運輸施設調査(特別調査)のキロ当たり収入に、地方公共団体の有料道路延長キロ(地方道路公社も含む)を乗じた。

一般自動車道：自動車局自動車道課の資料によった。  
路外駐車場：特別調査より得た駐車可能台数1台当たり収入に、建設省の調査による全国駐車場供用台数を乗じた。

自動車ターミナル：営業報告書による1バス当たり収入額に全ターミナルのバス数を乗じた。

#### (2) 投入額

高速自動車国道及び一般有料道路は日本道路公団の昭和50年度損益計算書、都市内有料道路は首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の損益計算書によった。地方公共団体有料道路及び一般自動車道は特別調査の投入比率を用い、路外駐車場も同調査の投入比率で分割した。自動車ターミナルはバス、トラックターミナルごとに、サンプル会社の経営内訳で代表させた。

#### (3) 産出額

有料道路は走行キロ、駐車場は車両数により「バス」、「ハイタク」、「道路貨物」、「通運」、「自家用貨物」、「自家用旅客」及び「その他」に分割した。

ターミナルは生産額そのものを「バス」、「道路貨物」に各々計上した。

### 外洋輸送 (7150-00)

#### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類631「海洋運輸業」及び662「貨物運送取扱業」のうちの海上貨物取扱業とする。具体的には、外国航路運輸業（日本籍船舶及び外国籍船舶によるもの）及び外航船貨物取扱業である。

6341「船舶貸渡業（内航船貸渡業を除く）」は、生産設備が使用者主義の原則に従って計上されるため、産業連関表では存在しないこととなる。

ただし、外国の「海洋運輸業」又は「船舶貸渡業」との間の賃貸借料(用船料)は、国際収支表においても貿易外収支として取扱われているため、産業連関表では特殊貿易扱いとして計上する。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	海上輸送の現況	50年度	運輸省	
2	国際収支統計月報	50.12	日本銀行	
3	外航海運会社経営分析	51.3	運輸省	

#### 3. 推計方法

##### (1) 生産額

貨物輸送及び旅客輸送は資料1の運賃収入とした。用船料は、資料2の貿易外収支のうち用船料(受取)を円換算した。

##### (2) 投入額

資料3により推計した。

##### (3) 産出額

貨物は、郵政省の郵便物の輸送以外を特殊貿易の輸出に計上した。

旅客は、特殊貿易の輸入分を家計消費支出に計上し、残額を投入側と調整した。

### 沿海内水面輸送 (7160-10)

#### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類632「沿海運輸業」、633「内陸水運業」及び662「貨物運送取扱業」のうち、海上貨物取扱業(内航船によるもの)とする。具体的には、沿海旅客運輸業、沿海貨物運輸業、港湾旅客運輸業、河川水運業、湖沼水運業、内航貨物取扱業である。

なお、日本国有鉄道の行方鉄道連絡船及び日本道路公団

の行方国道フェリーも含める。日本標準産業分類の細分類6342「内航船舶貸渡業」は、使用者主義の原則に基づき、本部門から除く。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄道統計年報・月報	50年度	日本国有鉄道	
2	昭和50年産業連関表作成特別調査集計結果	52.2	運輸省	
3	内航船舶輸送統計年報・月報	50年度	"	
4	内航海運企業経営状況	"	"	
5	航路損益計算書	"	"	

#### 3. 推計方法

##### (1) 生産額

資料1より、国鉄(鉄道連絡船)輸送分、資料2、3より旅客航路事業分、資料3、4より内航貨物船輸送分を推計し、項目別に旅客と貨物に分割しそれぞれの生産額とした。

##### (2) 投入額

旅客航路事業及び国鉄輸送分は、資料5の投入比率により、内航貨物船分は、資料4により分割した。

##### (3) 産出額

旅客：定期旅客は、「家計消費支出」とし、その他は、「旅客質的調査」(日本国有鉄道)により大わくを定め投入側数値と調整した。

貨物：資料1、2、5の項目別収入額により推計した。自動車航送はコスト的運賃として計上し、その他の一般貨物は運賃表の作成により決定した。

### 港湾運送 (7160-21)

#### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類661「港湾運送業」に属する一般港湾運送業、船内荷役業、はしけ運送業、沿岸荷役業、いかだ運送業としての活動とする。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	港運統計資料	50	運輸省	
2	貨物運賃と各種料金表	50	交通日本社	
3	港湾運送事業経営実態調査	50年度	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の荷役形態別扱いトン数に資料2の全港湾平均荷役料率表を乗じた。

(2) 投入額

資料3により推計した。

(3) 産出額

生産額のうち輸出入貨物に係る生産額を除いて、品目別運賃収入をもとに推計した運賃表により推計した。輸出入貨物に係る運賃収入は本部門の輸出入と「外洋輸送」とで調整した。

水運付帯サービス (7160-22)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類6674「さん橋泊き業」及び6699「その他の運輸に付帯するサービス」のうち、水運関係事業（検査業、検量業、鑑定業、水先案内業、灯台、引船業、サルベージ業）等である。更に、地方公共団体及び外貿埠頭公団の行う港湾管理活動は公的企業扱いとして含めることとする。

生産額の推計に当たっては、トン税、特別トン税、運河通行税及び灯台税も含める。（運河通行税及び灯台税は、我が国では徴収していないので輸入のみとなる。）なお、本部門は昭和45年産業連関表における「沿海内水面輸送施設提供」を名称変更したものである。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	昭和50年産業連関表特別調査集計結果	52.2	運輸省	
2	租税及び印紙収入決算額調(年報、月報)	50.1~12	大蔵省	
3	法人企業間接費調査集計結果	52.2	経済企画庁	
4	港湾統計(年報)	50年	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額

港湾施設提供及び水運関係事業は資料1をもとに推計した。水先案内業は、船員局船舶職員課資料により推計した。トン税、特別トン税は、資料2から得た。

(2) 投入額

トン税及び特別トン税は、全額間接税とし、他は資料

1により大枠を決め、資料3により細分した。

(3) 産出額

漁港管理は全額漁業に計上した。その他の港湾管理は、資料4の入港船舶量により外航と内航に分割した。水先案内、トン税及び特別トン税は、「外国貿易概況(日本関税協会)」により推計した。

サルベージは資料1の依頼者別料金収入により分割した。

航空輸送 (7170-01)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類64「航空運輸業」及び小分類662「貨物運送取扱業」のうちの利用航空運送業とする。具体的には、定期航空運送業、不定期航空運送業、航空機使用事業及び利用航空運送業とする。なお、利用航空運送業は国内航空貨物輸送の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	航空輸送統計年報	50	運輸省	
2	有価証券報告書	50年度	日本航空・全日空・東亜国内航空	
3	営業報告書	"	定期及び使用事業各社	
4	利用航空運送事業収支表	"	各社	
5	昭和50年産業連関表特別調査集計結果	52.2	運輸省	
6	航空旅客動態調査	52.3	日本銀行	
7	国際収支統計月報	50.12	"	
8	法人企業間接費調査集計結果報告	52.2	経済企画庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

資料2, 3, 4を用い各社ごとに積上げ、資料1の輸送量により暦年修正した。

(2) 投入額

① 定期航空：資料2, 3により配分したが、間接費は、資料8により細分した。

② 航空機使用事業及び利用航空運送事業：資料5により配分したが、間接費は、資料8により細分した。

(3) 産出額

① 国際貨物：郵便を除き全額輸出とした。

- ② 国際旅客：資料7による貿易外収支（旅客運賃）の受取分を輸出（特殊貿易）とし、同支払分を輸入（特殊貿易）とした。
- ③ 用機料：資料7による貿易外収支（用機料）の受取支払分をそれぞれ特殊貿易の輸出、輸入とした。
- ④ 国内旅客：資料6の目的別航空運賃負担表により分割した。
- ⑤ 国内航空貨物：郵便物は全額「郵便」に、手荷物は「家計消費支出」に産出した。一般貨物、不定期航空貨物及び利用航空運送は国内貨物運賃表により推計した。
- ⑥ 航空機使用事業：資料1の事業種別飛行時間により分割した。

航空付帯サービス（7170-02）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類6675「飛行場業」及び航空付帯事業（機内飲食物売上、運航サービス、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に付帯した役務等）である。

なお、空港ターミナルビル等は「不動産賃貸料」に、送迎バス等は「道路旅客輸送」に、給油（燃料販売）は、「商業」に、整備は「航空機」にそれぞれ格付する。

国及び地方公共団体の行う空港の管理活動は、公的企業扱いとして含める。

本部門は、昭和45年産業連関表の「航空輸送施設提供」を名称変更したものである。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	昭和50年産業連関表特別調査集計結果	52.2	運輸省	
2	空港整備特別会計歳出歳入決定計算書	50年度	"	
3	国際収支統計月報	50.12	日本銀行	

3. 推計方法

(1) 生産額

① 空港管理

第1種・第2種空港：昭和50年の空港使用料（着陸料等）及び航行援助施設利用料の発生額とした。

第3種空港：資料1の地方公共団体運輸施設調査の着陸1回当たり収入に年間着陸回数を乗じた。

② 航空付帯サービス

資料1による航空付帯事業の生産額を集計率で除した。

(2) 投入額

① 空港管理

第1種・第2種空港：資料2により配分し、他会計への繰入分は「営業余剰」とした。

第3種空港：資料1により配分した。

② 航空付帯サービス

資料1により配分した。

(3) 産出額

資料3により輸出入を決め、生産額から輸出を控除したものと及び輸入分を「航空輸送」に計上した。

4. 推計上の問題点

産出については「航空輸送」のほか、一部の産業及び公務も考えられるが、資料がないため投入側の推計後に調整した。

その他の運輸付帯サービス（7190-00）

1. 概念・定義及び範囲

運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。具体的には、日本標準産業分類の小分類663「運送代理店」、664「旅行業」、665「運輸あっせん業」および669「その他の運輸に付帯するサービス業」のうち、観光協会等である。同分類の小分類662「貨物運送取扱業」は各々の業種と共に定義してあるので含めない。

なお、本部門は昭和45年産業連関表までの「その他の輸送」を名称変更したものである。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	一般旅行業取扱実績等報告集計表	50年	運輸省	
2	国内旅行業取扱実績等報告集計表	"	"	
3	観光協会の現況	48年	日本観光協会	
4	法人企業間接費調査集計結果報告	52.2	経済企画庁	
5	運輸経済年次報告	51年度	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額

① 一般旅行業：資料1の収入とした。

② 国内旅行業：資料2の1社当たり平均収入に国内旅行業者数を乗じた。

③ 観光協会 資料3の1協会当たり収入に、全協会数を乗じた。

(2) 投入額

資料1, 2, 3により大枠をとらえ、資料4により細分した。

(3) 産出額

① 一般旅行業のうちの海外旅行 資料5の、我が国航空企業の積取比率により外国機と邦機とに分割し、外国機分を「輸出(特殊貿易)」, 邦機分を「航空輸送」に計上した。

② 国内旅行業 資料1の利用機関別収入内訳により配分した。

③ 観光協会 国内旅行業に準じた。

倉庫(7200-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類65「倉庫業」に属する普通倉庫・冷蔵倉庫及び水面木材倉庫とし、協同組合倉庫(農業協同組合倉庫, 水産業協同組合倉庫, 森林組合倉庫, 中小企業等協同組合倉庫等)を含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	倉庫統計月報	50	運輸省	
2	総合農協統計表	49	農林水産省	
3	農業協同組合連合会統計表	"	"	
4	水産業協同組合統計表	"	水産庁	
5	漁業協同組合連合会の現況	"	"	
6	特別調査集計結果	52	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額

① 普通倉庫, 冷蔵倉庫, 水面木材倉庫

特別調査より得た入庫トン当たり営業収入(保管料+荷役料)に倉庫統計月報による50年入庫トン数を乗じた。

② 農業倉庫

総合農協統計表と農業協同組合連合会統計表により推計した。

③ 漁業倉庫

水産業協同組合統計表と漁業協同組合連合会の現況により推計した。

(2) 投入額

① 普通倉庫, 冷蔵倉庫, 水面木材倉庫  
特別調査集計結果により推計した。

② 農業倉庫

特別調査のうち, 普通倉庫の投入比率を用いた。

③ 漁業倉庫

特別調査のうち冷蔵倉庫の投入比率を用いた。

(3) 産出額

① 普通倉庫, 冷蔵倉庫

倉庫統計月報による全国普通倉庫利用状況及び全国冷蔵倉庫利用状況の品目別入庫高を用いて推計した。

② 水面木材倉庫, 農業倉庫, 漁業倉庫

投入側から推計した。

自家倉庫(7201-00P)

1. 概念・定義及び範囲

農業等における自家消費以外の農産品等を保管する施設, 商業における商品保管施設, 工場, 営業所, 事務所等事業所における燃料, 原材料, 製品等の保管施設などで, 営業倉庫以外の保管施設とする。

保管が主目的でない施設, 一般的な荷置場及びタンクを含まない。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	自家用倉庫に関する調査	52	運輸省	
2	特別調査集計結果	"	"	

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の使用延べ面積に, 特別調査の面積当たり経費を乗じた。

(2) 投入額

生産額推計過程の品目別経費とした。

(3) 産出額

資料1の産業別産出額を産業連関表用分類の部門に対応させる等により推計した。

貸自動車業(8302-30)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類744「自動車賃貸業」の範囲とする。具体的には, レンタカー業, 自動車リース業, ドライブクラブ等である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	特別調査集計結果	52	運輸省	
2	陸運統計要覧	51	〃	

3. 推計方法

(1) 生産額

特別調査によるレンタカー・リースカー別車種別1台

当たり営業収入に車両数を乗じた。

(2) 投入額

特別調査集計結果により推計した。

(3) 産出額

特別調査により貸出先産業別生産額を求め、車両数をウェイトにし、「バス」、「ハイヤー・タクシー」、「道路貨物」、「通運」、「自家用旅客」及び「自家用貨物」に配分した。

第6節 建設省担当部門

1. 概念・定義及び範囲

建設部門の部門分類は第1表のとおりである。

産業連関表の基本表の部門分類を更に細分して、建設省内の作業用部門分類を行った。この際第1に産業連関表作成においては、投入構造の安定を画ることが必要であり、そのためには、投入構造の異なるものは、1部門独立して扱わなければならない。第2に、産業連関表を利用する場合、利用目的にあった部門分類が必要である。これらの点及び生産額等の推計資料の制約などを考慮して部門分類を行った。

第1表 建設部門の部門分類

統合部門表	基本表	建設部門推計作業部門分類	
建築 (建設補修を含む)	住宅新建築 (木造)	木造住宅	居住専用及び居住産業併用
	住宅新建築 (非木造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造・その他造	居住専用及び居住産業併用 〃 〃 〃
	非住宅新建築 (木造)	木造非住宅	工場、倉庫 工務所、店舗、 学校、病院、その他
	非住宅新建築 (非木造)	鉄骨鉄筋コンクリート造非住宅 鉄筋コンクリート造非住宅 鉄骨造非住宅 コンクリートブロック造・その他造非住宅	工場、倉庫 事務所、店舗、 学校、病院、その他 工場、倉庫 事務所、店舗、 病院、その他 工場、倉庫、 その他 事務所、店舗、 学校、病院

統合部門表	基本表	建設部門推計作業部門分類		
土木	建設補修	住宅建設補修 非住宅 土木構築物補修		
	公共事業	道路関係公共事業	一般道路 一般街路 有料道路 区画整理	道路改良 〃 舗装 〃 橋梁 〃 補修 街路改良 〃 舗装 〃 橋梁 高速自動車国道 都市高速道路 一般有料道路
		河川下水道 その他の公共事業	治水 水環境衛生 海岸漁港 公害復旧 その他	河川改修 河川総合開発 砂防
		公共事業 (農林関係)	農業土木 林治 災害復旧	
		その他の建設	鉄道軌道	鉄道軌道 国鉄 公営(地下鉄を含む) 私鉄 地下鉄(帝都高速)
		電力	電力	
		電信電話	電信電話	
		その他の建設	上工業用水道 その他の土木建設	土地造成民間土木、その他

## 2. 部門の定義

### (1) 住宅新建築（木造）（400110）

① 主要構造部（建築基準法第2条第5号定義による。以下同じ）が木造の建築物のうち、居住専用建築物、及び居住産業併用建築物で居住の用に供せられる部分の新築、増築、改築とする。

② 昭和40年産業連関表までは、居住産業併用建築物（木造）に非居住部分も含め、全額この部門としていたが、国民所得統計との整合上問題があるので45年以降非居住部分を分離し、これを木造非住宅としている。

③ 昭和40年産業連関表までは、設計管理活動は、建設活動の一部と見なして、建設部門に含めていた。しかし、設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工と共に担当させる場合等種々の場合があり、設計管理者に委託する場合は、その活動はサービス活動に含まれているので、45年以降建設活動からこれを除外し、「土木建築サービス業」から購入する形としている。

なお、発注者自身もしくは、建設業者が行う場合は、従来通り建設活動とする。この問題は他の建築部門も同様とする。

### (2) 住宅新建築（非木造）（400120）

① 主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物、及び居住産業併用建築物で、居住の用に供せられる部分の新築、増築、改築とする。

② 昭和40年産業連関表までは、居住産業併用建築物（非木造）に非居住部分も含め、全額この部門としていたが、住宅新建築（木造）と同様に45年表以降非居住部分を分離し、これを非木造非住宅としている。

### (3) 非住宅新建築（木造）（400210）

① 木造の建築物のうち、前記「住宅新建築（木造）」以外の建築物の新築、増築、改築とする。

② 昭和45年産業連関表より、居住産業併用建築物（木造）の非居住部分を含めている。

### (4) 非住宅新建築（非木造）（400220）

① 非木造の建築物のうち、前記「住宅新建築（非木造）」以外の建築物の新築、増築、改築とする。

② 昭和45年産業連関表より居住産業併用建築物（非木造）の非居住部分を含めている。

### (5) 建設補修（400300）

① 建築物（住宅及び非住宅）及び土木構築物に関する経常的補修工事で、自家補修を含む。

② 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、公

共事業に関する維持補修工事、災害復旧工事、並びに鉄道軌道の線路、電力、信号設備、電力の送配電設備、電信電話の線路設備の取替補修工事は、ここに含まず、資本形成とする。

### (6) 道路関係公共事業（400411）

以下の範囲からなる公共工事で新設工事のほか維持補修工事を含む。

国及び地方公共団体の行う道路、街路事業及び、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地方公共団体等の行う有料道路事業である。

この部門は、昭和40年産業連関表では次の400419を含めていたが、45年表より道路関係、公共事業と、それ以外の公共事業の2部門に分割した。

### (7) 河川、下水道その他の公共事業（400419）

以下の範囲からなる公共工事で新設工事のほか、維持補修工事を含む。

なお、下記②都市計画関係の下水道は、昭和45年産業連関表までは「その他の建設」（400990）に入れていたが、事業の性格上、公共事業として扱うべきであるので、50年表では当部門に入れて部門の名称を「河川、下水道その他の公共事業」とした。

① 河川関係：国、地方公共団体の行う河川、河川総合開発、砂防、海岸事業及び水資源開発公団の行う事業

② 都市計画関係：国、地方公共団体の行う下水道、公園及び環境衛生事業

③ 港湾漁港：国、地方公共団体の行う港湾漁港事業及び京浜外貿埠頭公団、阪神外貿埠頭公団の行う事業

④ 空港：国、地方公共団体、新東京国際空港公団の行う空港事業

⑤ 災害復旧：国、地方公共団体の行う上記①から④及び「道路関係公共事業」（400411）の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧事業

⑥ その他：国、地方公共団体の行う大型漁礁、離島電気事業

### (8) 公共事業（農林関係）（400420）

以下の範囲からなる公共事業で、新設工事のほか維持補修工事及び災害復旧工事を含む

① 農業土木：国、地方公共団体、土地改良区、及びその他団体の行う土地改良事業、及び農地造成事業並びに農用地開発公団、水資源開発公団、八郎瀧新農村建設事業団の行う事業

② 林道：国、地方公共団体の行う林道事業及び森林開発公団の行う事業

③ 治 山：国，地方公共団体の行う治山事業

④ 災害復旧：国，地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業

(9) 鉄道軌道建設（400910）

日本国有鉄道，日本鉄道建設公団，公営鉄道，私鉄，帝都高速度交通営団の行う構築物の建設事業及び施設保全の諸事業で，線路，電力，信号設備の取替補修修繕費より取替資産を推計し，この部門に含める。

(10) 電力施設建設（400920）

9電力株式会社，沖縄電力株式会社，電源開発株式会社，地方公営企業の行う電気事業，その他電気事業者及び，日本原子力発電株式会社の行う発送，配電施設に関する構築物の建設事業及び施設保全で取替補修を含む。

(11) 電信電話施設建設（400930）

日本電信電話公社の行う電信電話線路施設に関する構築物の建設事業及び施設保全で取替補修を含む。

(注) (9)，(10)，(11)，部門における取替補修とは次のものをい，それらはいずれも建設補修とせず，各部門に含める。

鉄道軌道……線路，電力，信号設備

電 力……送配電設備

電信電話……線路設備

(12) その他の建設（400990）

上工業用水（地方公営企業の行う上水道，工業用水道，簡易水道に関する構築物の建設事業），失業者就労事業（地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的事業），その他の土木建設（土地造成，ガス，農家土地改良，機械設置その他上記以外の土木建設）からなる。

(注) 昭和40年産業連関表では(9)～(12)部門までを一部門として推計していたが，45年表より4部門に分割し推計している。

なお，50年表より，下水道は，分類部門を「河川，下水道その他の公共事業」と変更した。

3. 推計資料

資料名	出 所
建築着工統計	建 設 省
"  補修調査	"
建築物等実態調査	"
木造等建築物投入調査	"
非木造建築物投入調査	"
建設業の経営分析	"
建設総合統計年度報	"
法人企業統計年報	大 蔵 省

資料名	出 所
法人企業間接費調査	経済企画庁
国富調査	"
国の決算	大 蔵 省
地方財政統計年報	自 治 省
地方公営企業年鑑	"
農家経済調査報告書	農林水産省
家計調査年報	総理府統計局
農業センサス農家調査報告書	農林水産省
国勢調査	総理府統計局
民鉄統計年報	運 輸 省
農業及び農家の社会勘定	農林水産省
土木工事費内訳調査	建 設 省
住宅金融公庫年報	住宅金融公庫
建設業務統計年報	建 設 省
道路統計年報	"
公共事業工事費内訳調査	"
国民所得統計	経済企画庁
建設工事施工統計調査報告	建 設 省
ガス事業統計年報	資源エネルギー庁
公団関係土木工事費内訳調査	建 設 省
海岸統計	建 設 省
漁港関係事業実績調査	水 産 庁
地方財政の状況	自 治 省
水道統計	厚 生 省
法人企業投資実績調査	経済企画庁
法人企業投資動向調査報告	経済企画庁
国鉄決算資料	日本国有鉄道
林業構造改善事業実績集計表	林 野 庁
農業土木事業投入調査結果	農林水産省
電々公社決算書	電々公社
電源開発の概要	資源エネルギー庁

4. 生産額推計

(1) 建築部門（400110，400120，400210，400220）

建築部門は，4部門から成り立っており，各部門とも建築着工統計に基づいて推計した。なお，建築着工統計と産業連関表との概念上の調整を図るため下記の補正を加えている。

① 統計を着工ベースから出来高ベースに補正

② 建築着工統計による工事予定額（届出額）を工事完了後の実際の工事費に補正（補正調査による）



- ③ 建築着工統計のもれ補正（「建築物等実態調査」による）
- ④ 建築着工統計に発注者経費（設計費）を加える。
- (2) 建設補修（400300）
- 当部門は、資料等の制約もあって7つの主体別に分け、下記により推計した。なお、年度値の暦年修正は建設総合統計より修正率を求めて行った。
- ① 営利企業
- (i) 法人企業
- 法人企業統計年報の売上高を対象に、法人企業間接費調査より売上高に対する建築物、構築物修繕費比率を使用し推計した。
- (ii) 個人企業
- 法人企業を基に国富調査の資産評価額より推計した。
- ② 民間非営利団体
- 国富調査の資産評価額より推計した。
- ③ 中央政府
- 国の一般会計、特別会計（現業分除く）の決算の各種修繕費より推計した。
- ④ 国営企業（地下鉄含む）
- 3公社5現業からの聞取り及び国の決算の財産目録等より推計した。
- ⑤ 地方政府
- 地方財政統計年報の維持補修費より推計した。
- ⑥ 地方公営企業
- 地方公営企業年鑑の修繕費をもとに、国富調査の資産評価額における建築物、構築物の割合を求め推計した。
- ⑦ 住宅
- (i) 農家
- 農家経済調査報告により、農家一戸当たりの住宅維持修繕費を求め、農業センサスより求めた農家戸数を乗じた。
- (ii) 非農家
- 家計調査より修繕費を求め、国勢調査における農家戸数分を除いた普通世帯数を乗じた。
- (3) 土木部門
- 当部門は7部門から成り立っており、下記により推計した。
- ① 道路関係公共事業（400411）
- 建設業務統計に基づいて推計した。建設事業費の用途別内訳より、事務費、本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費を土木投資額として推計した。

- また、年度値の暦年修正は建設総合統計より、修正率を求めて行った。
- ② 河川・下水道・その他の公共事業（400419）
- 当部門は、建設省所管及び所管外公共事業から成り立っており、所管事業である河川改修、河川総合砂防、下水道、公園については上記(1)の推計方法と同じであり、その他（海岸、環境衛生、港湾漁港、空港、災害復旧）は、各々関連資料に基づいて土木投資額を推計した。
- なお、年度値の暦年修正は上記(1)と同じである。
- ③ 公共事業（農林関係）（400420）
- 農業土木は「農業及び農家の社会勘定」より、林道治山は、民有林、国有林に分け、災害復旧は直轄事業、補助・単独事業に分ける各々関係資料より推計した。
- ④ 鉄道軌道建設（400910）
- 当部門は5つの主体に分け、下記のとおり推計した。
- (i) 国鉄
- 国鉄決算関連資料より精算勘定の工事経費、東北（南）新幹線工事経費、受注工事経費から建設関連事業科目を抽出し、国鉄の別途資料等より土木投資率等を求め推計した。
- また、年度値の暦年修正は、建設総合統計より修正率を求め行った。（以下同じ）
- (ii) 鉄建公団
- 公団決算書の在来線、新幹線、民鉄線事業費の内訳をもとに、国鉄資料等より土木投資率を求め推計した。
- (iii) 公営鉄道
- 地方公営企業年鑑の建設改良費をもとに、法人企業投資実績調査より土木投資率を求め推計した。
- (iv) 地下鉄
- 営団地下鉄の設備投資額をもとに土木投資額を推計した。
- (v) 私鉄
- 法人企業投資動向調査報告による設備投資額をもとに、法人企業投資実績調査で土木投資率を求め推計した。
- ⑤ 電力施設建設（400920）
- 9電力（株）、電源開発(株)、その他事業者について、電源開発の概要、公営電気は公営企業年鑑沖縄電力は資源エネルギー庁の資料により、それぞれ建設工事資金を推計し、資源エネルギー庁推計の土木投資率を用いて推計した。
- ⑥ 電信電話施設建設（400930）
- 電々公社の決算書の建設勘定における電信電話施設費

をもとに、決算書の有形固定資産状況等より土木投資率を求め推計した。

⑦ その他の建設(400990)

当部門は10の建設工事種類より成っており、各々下記のとおり推計した。

(i) 上水道・簡易水道

地方公営企業年鑑による水道事業の建設改良費をもとに、水道統計より土木投資率を求め推計した。

なお、年度値の暦年修正は、建設総合統計より修正率を求め行った。(以下同じ)

(ii) 工業用水

補助・単独事業は、建設業務統計より土木投資率を求め推計した。

(iii) 土地造成

下記に区分して推計した。

(ア) 日本住宅公団

建設業務統計より土地造成事業を抽出し推計した。

(イ) 住宅金融公庫

住宅金融公庫年報の宅地造成資金貸付状況のうち公共分について、公庫による実質融資率をもとに推計した。

(ウ) 港湾整備関係

運輸省から開取りの上推計した。

(エ) 地域振興整備公団

公団の決算額をもとに推計した。なお、当該公団分に関する推計は昭和50年に始めた。

(オ) 民間土地造成

建設総合統計に基づき推計した。

(Ⅳ) 失業者就労事業

地方財政統計年報による失業対策事業費をもとに、労働省から開取りの上建設関連事業就労者数の割合を求め推計した。

(Ⅴ) 農家土地改良

農業及び農家の社会勘定により農家事業を推計した。

(Ⅵ) 民間構築物(鉄道、電力、ガスを除く)

国民所得統計における民間総固定資本形成のその他建設をもとに、法人企業投資実績調査より構築物投資率を求め推計した。

(Ⅶ) 機械設置

建設工事施工統計を主として、機械等の設置設備工事業者等の施工額等を推計した。

(Ⅷ) ガス

ガス事業統計年報による製造及び供給設備等を対象

に、法人企業投資実績調査により土木投資率を求め推計した。

(Ⅹ) 駐車場

建設業務統計より推計した。

(Ⅺ) 防衛施設関係

防衛施設庁から開取りの上推計した。

5. 投入額推計

投入額推計の作業は建設部門、建設補修、土木関係部門に分けて行った。その方法は下記のとおりである。

(1) 建築部門

① 国内生産額を「建設業の経営分析」の比率等に基づき、(i)設計費、(ii)完成工事原価、(iii)諸経費(元請)、(iv)営業余剰に分割した(i)設計費→土木建築サービス業(v)営業余剰→営業余剰)。

② ①の(ii)完成工事原価の分割

「非木造建築物投入調査」及び「木造等建築物投入調査」に基づき、次の3段階に分け、それぞれの構成比を累積した比率によって分割した。

a. 用途構造別(木造住宅(在来)、木造住宅(量産)、鉄骨鉄筋コンクリート造事務所、鉄骨造工場等の18分類)毎の工事科目別(木造住宅の例=仮設工事、基礎工事、建方工事、防水工事等の27分類)構成比

b. 工事科目別毎の細目別(仮設工事の例=水盛り方、外部足場架払、仮設電気、現場雑資等の8分類)構成比

c. 細目別毎の投入部門別(雇用者所得、製材等産業連関表の部門分類及び下請諸経費)構成比

なお、投入部門別の下請諸経費を更に産業連関表の部門分類に対応させるための分類比率は、昭和45年のそれを参考に推計した。

③ ①の(iii)諸経費(元請)の分割

産業連関表の部門分類に対応させるための分割比率は、昭和45年のそれを参考に推計した。

④ 以上を合算した投入額(購入者価格ベース)から商業・運賃マージン率を用いて、生産者価格ベースの投入額を推計した。

(注) ② a用途構造別の建築関係4部門への統合は次のように行った。

(略語説明) W …木造

CB…コンクリート・ブロック造

S…鉄骨造

SRC…鉄骨鉄筋コンクリート

RC…鉄筋コンクリート

W住宅, W量産住宅 … 400110住宅新建築  
(木造)

CB住宅, S量産住宅…SRC住宅, RC住宅  
S住宅, RC量産住宅…400120住宅新建築  
(非木造)

W工場, W事務所 ……400210非住宅新建築  
(木造)

CB非住宅, SRC工場, SRC事務所, RC工場,  
RC校舎, RC事務所, S工場, S事務所  
……400220非住宅新建築  
(非木造)

⑤ 作業フロー (建築部門投入内訳推計) …… (図-1)

(2) 建設補修

「土木工事費内訳調査」(建設省特別調査)により, 調査項目別に分割した。

(3) 土木部門

① 土木工事では工事種類別の労務・資材等の投入構造を把握するため, 特別調査として「公共事業工事費内訳調査(調査件数2458件)」、[土木工事費内訳調査(同572件)], 「公団関係土木工事費内訳調査」(同671件)を行った。前者は, 建設省所管の工事のうち, 直轄及び補助事業を対象にし, 後者はそれ以外の土木工事を対象にした。なお, この他にも国鉄土木工事費内訳調査, 地下鉄土木工事費内訳調査及び電信電話工事費内訳調査を行った。それぞれ工事種類別に下記により推計した。

(i) 「道路関係公共事業」, 「河川, 下水道, その他の公共事業」「公共事業」の内, 治山及び林道は公共事業工事費内訳調査及び公団関係土木工事費内訳調査により推計した。

(ii) 「公共事業」の内, 農業土木及び災害復旧は農林水産省の特別調査である農業土木事業投入調査結果により推計した。

(iii) 「鉄道軌道建設」の内, 地上軌道部分について, 国鉄土木工事費内訳調査, 地下鉄部分は, 地下鉄土木工事費内訳調査に基づきそれぞれ推計した。

(iv) 「電力施設建設」及び「その他の建設」は土木工事職内訳調査により推計した。

(v) 「電信電話施設建設」は電信電話工事費内訳調査に基づき推計した。

② 作業フロー (土木工事投入内訳推計) …… (図-2)

6. 産出額推計

建設部門は建設補修を除きすべて最終需要の国内総固定資

本形成に計上した。

(1) 建築部門 (4001100, 4001200,  
4002100, 4002200)

「建設総合統計50年度報」による昭和50年の発注者別政府・民間比率を用いて, 国内総固定資本形成の政府と民間に分割した。

(2) 建設補修 (4003000)

建設補修生産額を主体別に推計(4-(2)参照)し, その数値を各対応分類コードに配分した。

なお, 昭和50年表は建築物の補修を一括して「640300不動産賃貸料」へ迂回計上した。

(3) 土木部門

① 道路関係公共事業 (40041100), 河川・下水道・その他の公共事業 (4004190)

すべて国内総固定資本形成(政府)へ計上した。

② 公共事業 (農業土木・林道・治山・災害復旧)  
(4004200)

生産額推計の内訳に基づき, (4-(3)-③参照) 団体営は国内総固定資本形成(民間)に, その他は国内総固定資本形成の(政府)に分割した。

③ 鉄道軌道建設 (4009100), 電力施設建設  
(4009200)

生産額推計の内訳に基づき(4-(3)-④及び4-(3)-⑤参照), 国内総固定資本形成(政府)と国内総固定資本形成(民間)に分割した。

④ 電信電話施設建設 (4009300)

すべて国内総固定資本形成(政府)とした。

⑤ その他の建設 (4009900)

生産額推計の内訳に基づき(4-(3)-⑦参照) 国内総固定資本形成の政府と民間に分割した。

7. 作成作業上の問題点

(1) 概念・定義及び範囲上の問題点

① 道路関係公共事業 (400411), 河川・下水道その他の公共事業 (400419)

(i) 維持, 補修工事がすべて含まれているが, 一般道路の管理(清掃, 照明等)河川のしゅんせつ等小規模な維持, 補修工事は経常的支出として, 建設補修に含めるべきであると考えられるが(国民所得統計では, 公共事業の維持, 補修はすべて, 資本形成として扱われている)。時系列の問題もあるので昭和50年産業連関表においても, 従来通り公共工事の扱いとする。

(ii) アクティビティ・ベースではなく事業所ベースに近い, 例えば道路建設というアクティビティはすべて,

この部門に含まれるのではなく、国、地方公共団体、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団の行う事業に限られ、民間企業等が建設するものは、「その他建設」のうち民間構築物として扱った。

② その他の建設（400990）

機械設置工事は機械本体と建設投資との分離が困難である。概念的には、工事を伴う機械の据付はすべて建設

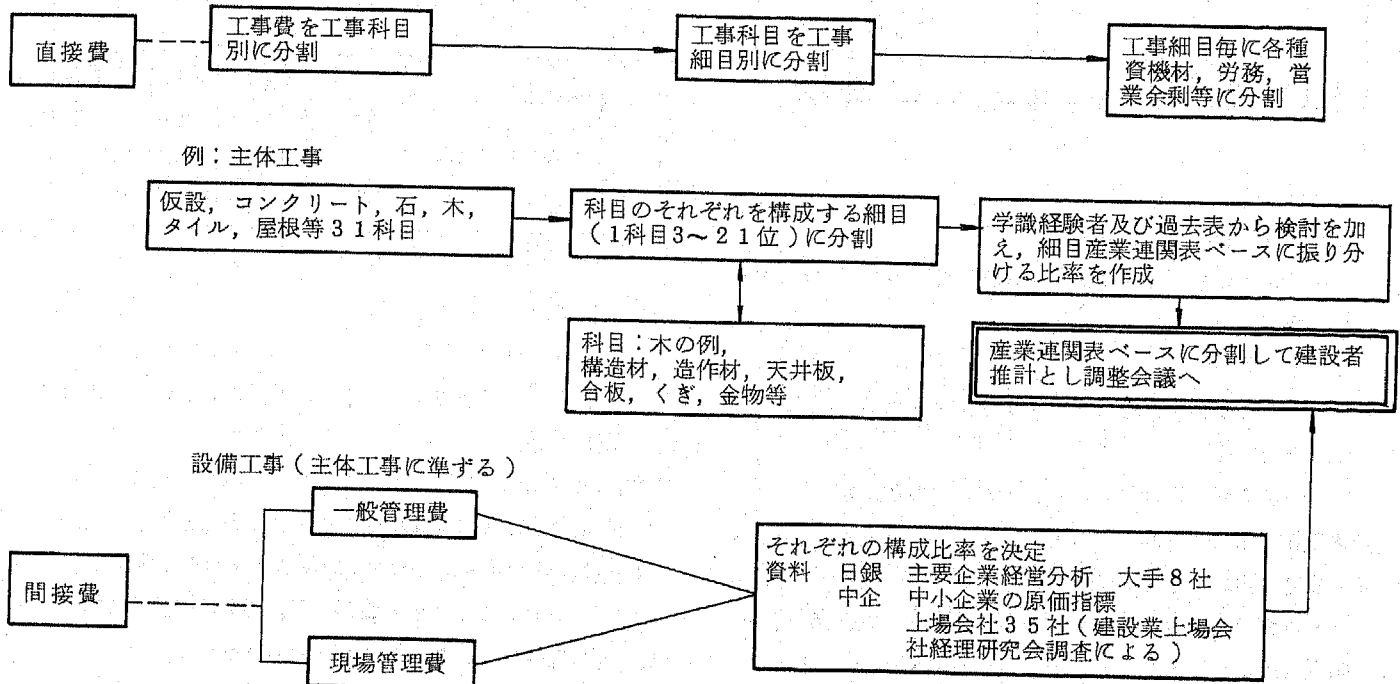
投資とするが、機械の価格に既に工事価格が組込まれている場合が多い。しかしながらその分離作業は既存データでは困難である。

(2) 投入推計上の問題点

① 建設補修の投入は新たに土木工事費内訳調査を行ったが、昭和45年産業連関表の投入係数との差異が目立った。今回は45年係数を参考に係数調整を行ったが、今後改善を要する点の一つといえる。

① 作業フロー（建築部門投入内訳推計）

(図-1)



② 作業フロー（土木工事投入内訳推計）

